

第7章 警報発令伝達計画

第1節 火災警報

1 火災警報の発令及び解除

火災警報は、逗子市消防法施行取扱規則（平成15年逗子市規則第22号）第16条の規定に基づき、発令及び解除するものとする。

（逗子市消防法施行取扱規則抜粋）

第16条 法第22条第3項の規定による火災警報は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、消防長が火災の予防又は警戒上特に危険であると認められるとき発令するものとする。

- (1) 神奈川県知事から法第22条第2項の通報を受けたとき。
 - (2) 実効湿度60パーセント以下、相対湿度30パーセント以下であって、平均風速10メートル以上吹く見込みのとき。
 - (3) 平均風速15メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
- 2 火災警報は、気象状況が前項各号に定める条件を欠いたとき解除するものとする。

2 火災警報発令時の警戒

(1) 消防本部、署

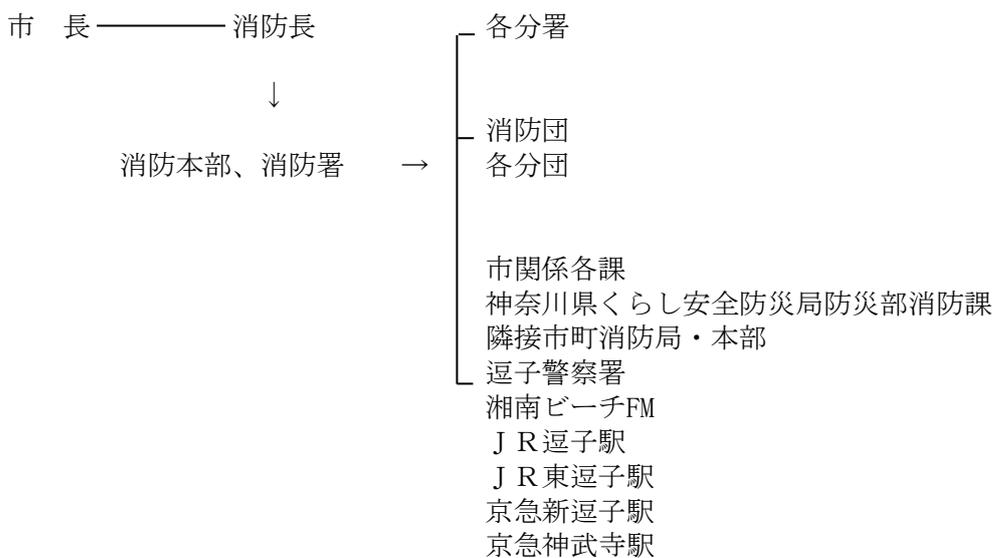
気象状況その他の諸条件により、異常災害時の第1次又は第2次部隊編成をするときは、非勤務員を動員して警戒体制に万全を図るものとする。ただし、別に消防長が指示する場合は、この限りでない。

(2) 消防団

消防団は、各分団とも5名を各分団詰所に待機させ、余剰人員は居所を明らかにして招集に応じられる体制とする。ただし、別に消防長が指示する場合は、この限りでない。

3 火災警報の伝達

(1) 発令、解除時の連絡機関



(2) 市民への周知

ア サイレン又は警鐘により消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第34条の規定に基づき実

施する。

イ 防災行政無線（同報系）によりサイレンの吹鳴及び広報を行う。

ウ 消防署、分署及び消防団詰所において、「火災警報発令中」の看板を掲出する。

エ 消防車等による巡回広報を行う。

オ その他あらゆる広報媒体を活用して広報する。

(3) 職、団員への周知

ア 消防職員は、警備課長の指示により順次指令システムで伝達する。

イ 消防団員は、消防総務課長又はその指示を受けた係員が分団長以上に伝達する。